

ハンセン病年表

1873年	明治 6年	ハンセン（ノルウェー）が“らい菌”発見
1897年	明治 30年	第1回国際らい会議で感染説が確立
1907年	明治 40年	法律第11号「癩予防二関スル件」制定
1909年	明治 42年	第2回国際らい会議で“らい菌”の感染力が弱いことを確認
1929年	昭和 4年	「無癩県運動」愛知県の民間運動が発端になり開始
1931年	昭和 6年	「癩予防法」制定
1947年	昭和 22年	国内で治療薬プロミンの使用開始
1953年	昭和 28年	「らい予防法」制定
1960年	昭和 35年	WHO（世界保健機関）が差別法の撤廃、外来治療を提唱
1963年	昭和 38年	愛知県が外来診療開始（現在は、療養相談として実施）
1993年	平成 5年	高松宮記念ハンセン病資料館（東京都東村山市）開設
1996年	平成 8年	「らい予防法」廃止
2001年	平成 13年	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決
2001年	平成 13年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
2004年	平成 16年	愛知県が「ハンセン病の記録」作成
2005年	平成 17年	「ハンセン病問題に関する検証会議」が『最終報告書』を公表
2006年	平成 18年	「第2回ハンセン病問題に関するシンポジウム」愛知県にて開催
2007年	平成 19年	国立ハンセン病資料館 開館（高松宮記念ハンセン病資料館を改修）
2009年	平成 21年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が4月1日から施行
2011年	平成 23年	厚生労働省が霞が関庁舎前に「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
2014年	平成 26年	重監房資料館（群馬県吾妻郡草津町）開設
2019年	令和 元年	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の熊本地裁判決
2019年	令和 元年	「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布、施行

ハンセン病を 正しく理解するために



長島愛生園（岡山県） 納骨堂

1996（平成8）年にハンセン病患者の強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止となり、2001（平成13）年には、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟で、遅くとも1960（昭和35）年以降のハンセン病患者への強制隔離は違憲であったとの熊本地裁判決が確定しました。

それから、20年以上が経過しましたが、療養所に入所されているハンセン病元患者の方々は、亡くなられてもその多くが故郷に帰れず、遺骨は各療養所の納骨堂に納められています。

◇お知らせ◇

ハンセン病患者であった方とともに、その御家族も偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてこられたとして、2019（令和元）年11月22日に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」と「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行されました。

これにより、ハンセン病患者であった方の御家族に国から補償金が支給されることになり、ハンセン病患者であった方とともに、その御家族についても福祉の増進、名誉の回復等が図られることになりました。

【ハンセン病患者であった方の御家族への補償金制度について】

補償金についての御相談や請求方法については、直接、厚生労働省へお問合せください。

- 請求期間：2024（令和6）年11月21日まで
- 問合せ先：厚生労働省 補償金担当窓口 電話：03-3595-2262
受付時間：午前10時から午後4時まで（月曜日から金曜日。土日祝、年末年始を除く。）
- メー ル：hoshoukin@mhlw.go.jp
- 宛 先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局補償金担当
- ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

このパンフレットは、ハンセン病について正しく知っていただくことを目的として作成しました。ハンセン病にかかった人びととその家族は、多大な人権侵害を受けてきました。そのことを知ることによって、「再び、過ちを繰り返さない」という“思い”を持っていただきたいのです。

愛知県出身ハンセン病療養所入所者の証言記録（DVD：上映時間31分）を作成し、県内の各市町村、公立図書館、高等学校等に配布しました。
また、健康対策策にて貸出しをしております。
お気軽にご利用ください。



どんな病気であっても、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。

愛知県の取り組み

愛知県では、県内の婦人団体等と協力して、療養所への訪問、入所者の方の郷土訪問、在宅者のための療養相談、療養所への地元新聞の送付、人権啓発パネルの展示、リーフレットの作成及び配付などの事業を実施しています。

パネルや図書・DVDの貸出しも行ってあります。ご希望の方は、ご相談ください。

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課

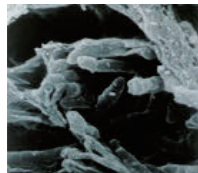
住所 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6268（ダイヤルイン）
E-mail kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp



邑久長島大橋（人間回復の橋）
1988（昭和63）年開通。この橋により、離島であった療養所のある長島と社会がつながり、交流ができるようになったため、「人間回復の橋」と呼ばれています。

ハンセン病とは？ その治療は？

- ハンセン病は“らい菌”による感染症です。“らい菌”は1873（明治6）年、ノルウエーの医師アルマウエル・ハンセンによって発見され、ハンセン病はこの発見者にちなみ名付けられました。
- “らい菌”の感染力は非常に弱く、成人の場合ほとんど感染することはありません。感染しても発病することはまれで、これまで、療養所の医師や看護師などの職員にハンセン病になった人はいません。
- 有効な治療方法がなかった時代、療養所は治療より収容を優先していました。昭和10年代は、唯一の治療薬と考えられていた大風子油の注射を行っていました。1947（昭和22）年からハンセン病の特効薬（プロミン）での治療が始まり、その後治療方法は進歩し、現在では通院による服薬で治療ができます。
- 現在、日本での新規患者の発生は、年間数名にとどまっており、早期に診断され、適切に治療されると、身体に障害を残すことなく治癒します。
- 治療によってハンセン病が治癒しても、効果的な治療ができなかった時代の後遺症（失明・知覚麻痺・運動麻痺など）を抱えている人が多くいます。



らい菌



昭和13年 熊本の本妙寺周辺集落の「強制収容」時の写真



効果が不確かだった「大風子油」



戦後にできた特効薬「プロミン」



殺菌作用のある内服薬

なぜ差別されたのか？

- 皮膚や末梢神経に障害がおき、四肢などに変形や機能障害が生じ、一見してハンセン病と分かる症状がありました。
- 隔離政策により、ハンセン病療養所に隔離されたり、家が消毒されたりしたことで、感染力の強い病気、怖い病気、不治の病という偏見や誤解が広まりました。
- 家筋と血筋の病とみなされ、患者だけでなく家族全体が差別されました。

隔離政策に反対した人物

小笠原 登 医師



1888（明治21）年7月10日、愛知県あま市にある圓周寺の三男として生まれ、1926（大正15）年から京都帝国大学（現在の京都大学）でハンセン病治療を担当しました。ハンセン病の発病は体質によるところが大きいこと、ハンセン病は不治ではないこと等の考えから、当時の強制隔離、断種に反対しました。82歳で死去。

ハンセン病患者に対し献身的な医療活動をされ、人権擁護も含め公共の福祉増進に尽くされた功績から、2007（平成19）年8月5日、甚目寺町（現あま市）から名誉町民の称号が授与されました。

何が誤っていたか？ 昔の療養所では・・・

- ハンセン病は恐ろしい病気であるという誤解から、ハンセン病にかかった人々は、長い間人権を侵害されてきました。強制収容され、療養所から出られませんでした。
- “らい菌”の感染力は弱く、本来、危険な病気でなかったにもかかわらず、「らい予防法」で一度入所させられると、退所の規定がないこともあって、社会に戻れる人はほとんどありませんでした。
- ハンセン病患者を県からなくそうとする「^{むらいけん}無らい県運動」が、官民一体となって行われていたときもありました。
- 昔の療養所では、医師や看護師が少ないため、患者が治療助手として手伝っていました。
- 入所者は、子孫を残すことを許されず、療養所の中で断種（子供ができなくなる手術）や人工妊娠中絶が行われていました。
- 隔離政策は、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止まで、長年にわたり続けられました。



連行による収容



園内通用券
療養所では、入所者の逃亡を防止するため、お金の代わりにその療養所でのみ通用しない券を発行していました。



断種のための手術台

今、ハンセン病療養所は？

- 全国で929人（2022（令和4）年5月1日現在）の方が14か所の療養所で生活しています。愛知県出身者は2022（令和4）年12月1日現在で、36人の方が5療養所で生活し、平均年齢88歳と高齢になっています。すでに、ハンセン病は治っていることから単に「入所者」と呼ばれています。
- 入所者は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりましたが、高齢化、後遺症、偏見・差別などのために、多くの方が療養所での生活を余儀なくされています。
- 入所者の高齢化が進み、入所者数の減少が進んでいることから、このハンセン病問題を風化させないための啓発活動を行うとともに、療養所を地域の人たちと使えるようにする様々な取り組みが行われるなど、広く社会に解放する「療養所の社会化（保育所・社会施設の設置、公園としての利用など）」などの検討が進められています。

